

# ケニアのデータ保護法 ～GDPR との比較の視点から～

Data Protection Act, 2019, the Republic of Kenya

平 林 拓 人 (TMI 総合法律事務所)

## I はじめに

2019年11月25日、ケニアにおいて、同国では初めての個人情報保護法であるデータ保護法(Data Protection Act, 2019) (以下「ケニア DPA」という。)が制定された。ケニア DPA は、EU の一般データ保護規則 (General Data Protection Regulation : GDPR) に範を取ったものである。しかし、GDPR をそのまま移入したわけではなく、多くの違いが存在する。GDPR が域外の国々、特に途上国でどのように受容されるか、その一例を示す目的で、本稿では GDPR とケニア DPA の差異に着目したい。世界各国で事業展開する日本企業は、各拠点での個人情報保護対応を所管部署でまとめて検討することが多いため、実務的にも意味のある比較と考えられる。

## II ケニア DPA と GDPR との主要な差異

1 域内に拠点を持たない事業者への域外適用について、GDPR は、域内のデータ主体に対する商品または役務の提供に関連する、あるいは、域内で行われるデータ主体の行動のモニタリングに関連する個人データの取り扱いを適用対象としている。これに対して、ケニア DPA では、GDPR のような限定をせず、ケニアに所在するデータ主体の個人データを取り扱う場合をすべて適用対象としており、域外適用の範囲が広い。他方、GDPR では、域内に拠点を持たない事業者が GDPR の適用を受ける場合は、原則として域内の代理人を選任することを義務付けられるが、ケニア DPA では、そうした代理人の選任義務はない。したがって、ケニア DPA が広く域外適用されるといっても、実際の法執行は容易ではないだろう。

2 事業者の登録制度は、GDPR では撤廃されているが、ケニア DPA では、所定の基準に該当するデータ管理者およびデータ処理者は、データコミッショナーに登録することを義務付けられる。当該基準は、事業分野や取り扱うデータ量、センシティブ個人データの取り扱いの有無等に基づいてデータコミッショナーが定める。ケニア DPA の登録制度は、英国の登録制度を参考にしていると考えられる。

3 GDPR では、データ管理者 (Controller) とデータ処理者 (Processor) が区別され、全体

として処理者の義務は、管理者のそれより限定されている。これに対してケニアでは、データ管理者とデータ処理者の二者があることは一応定められているものの、責任の区分が曖昧で、GDPR では管理者のみに課される義務（例えば、データ保護影響評価の実施義務等）が、ケニア DPA では両者に義務づけられるといった箇所が散見される。

4 GDPR では、個人データの取得時のデータ主体への情報提供義務について、直接取得（データ主体から個人データを取得する場合）と間接取得（データ主体以外の第三者から個人データを取得する場合）とで、提供すべき情報の内容と提供時期を変えているが、ケニア DPA では、そのような区別がされていない。

5 取り扱いに厳格な制限が課されるセンシティブ個人データの範囲も異なっている。GDPR ではセンシティブ個人データに含まれるが、ケニア DPA では含まれないものとして、労働組合員資格に関する情報や有罪判決及び犯罪に関するデータがある。逆に、GDPR ではセンシティブ個人データには含まれないが、ケニア DPA では含まれるものとして、財産の詳細情報、配偶者の有無、子、両親および配偶者の氏名を含む家族の詳細情報がある。政策的あるいは社会文化的な背景があると思われるが、興味深い差異である。なお、GDPR では、原則として、データ主体の明示的な同意があれば、センシティブ個人データの取り扱いが許容されるが、ケニア DPA では、データ主体の同意によってセンシティブ個人データの取り扱いが許容される旨の規定がない。起草ミスの可能性も考えられるが、今後の動向を見る必要がある。

6 データポータビリティ権についても違いがある。GDPR では、個人データの取り扱いがデータ主体の同意に基づく場合等、一定の場合にのみデータポータビリティ権が認められるが、ケニア DPA では、そのような限定がなく一般的に認められるものとされている。事業者側の負担がかなり大きくなることが予想される。

7 GDPR にはないが、ケニア DPA で追加された条項として、商業利用（Commercial use）の禁止条項がある。当該条項は、個人データの商業利用を原則として禁止しているが、商業利用に該当する（しない）利用とはどのようなものなのか定められておらず、立法の趣旨も不明である。

8 データ保護責任者（Data Protection Officer）の選任に関しては、GDPR では、一定の場合には選任が義務付けられる。これに対して、ケニア DPA では、データ保護責任者の選任は任意であり、義務付けられることはない。

9 法の適用除外に関して、ケニア DPA では、広汎かつ曖昧な適用除外条項があるのが特徴的である。例えば、国家の安全や公共の利益のために必要であれば、個人データの取り扱いにケ

ニア DPA が適用されないと定める条項がある。本法によって、政府による個人データの利用に一定の制限をかけるのは難しいと思われる。

10 制裁金にも大きな違いがある。GDPR では、1000 万ユーロ以下、または、事業者の場合は前会計年度の世界売上高の 2 パーセント以下のいずれか高い方（違反事由によっては、2000 万ユーロ以下、または、事業者の場合は前会計年度の世界売上高の 4 パーセント以下のいずれか高い方）とされており、世界売上高に応じて制裁金の最高額も上がり、上限はない。他方、ケニアでは、500 万シリング、または、事業者の場合は前会計年度の売上高の 1 パーセントのいずれか低い方とされ、売上高にかかわらず、制裁金の上限は 500 万シリングとなる。

### III まとめ

ケニア DPA は GDPR に依拠したものとはいえ、上記 II で見たとおり、主要なものに限っても多くの差異がある。その中には、上記 3（データ管理者とデータ処理者の区別）、4（直接取得と間接取得の区別）、6（データポータビリティ権）のように、GDPR を簡略化して移入したために、細かい部分が抜け落ちてしまったと思われるものや、上記 7（商業利用の禁止）のように GDPR に無い新たな条項を追加したものの、その趣旨が明らかでないものもある。これらは、途上国にみられる立法能力の不足を反映するものといえるかもしれない。他方、上記 1（域外適用）、2（登録制度）、5（センシティブ個人データ）、9（適用除外）、10（制裁金）のように、ケニア政府が明確な意図をもって変更したと思われるものもある。いずれも実務上かなりの影響を及ぼすことが予想される変更であり、十分に把握しておく必要がある。欧米の法制度がグローバルスタンダードとして受容されていく場面においても、各国ごとの緻密な検討が不可欠であることを示す事例といえるだろう。